

長野県 J Aバンクからのお知らせ

令和 4 年 6 月 27 日

特殊詐欺等被害拡大防止に向けた A T M取引制限の見直しについて

長野県 J Aバンク（県下 J Aおよび長野県信連）では、特殊詐欺の未然防止に向けた取組みとして、平成 30 年 4 月より、一部のお客さまを対象に A T Mにおけるお取引（出金、振込、振替）の制限を実施しております。

昨今、全国的に犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にある中、長野県警察からの被害防止に向けた取組み要請を踏まえ、更なる被害拡大防止のために、A T Mにおける新たな取引制限の追加を行うことといたしました。

対象となるお客さまにはご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 取引制限内容

(1) これまでの取引制限

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATMによる1日 あたりのご利用限 度額)	適用開始日
70歳以上	過去3年間取引のない口座	出金（振込、振替 を含む）限度額 0円	平成30年4月27日（金）

(2) 新たに追加する取引制限

対象年齢	お取引状況	制限内容 (ATMによる1日 あたりのご利用限 度額)	適用開始日
70歳以上	①過去2年間ATMで1日 あたり30万円以上の出金 (振替、振込を含む)をし ていない口座	出金（振込、振替 を含む）限度額 30万円	令和4年8月26日（金）※
	②過去2年間ATMでキャ ッシュカードを利用した 振込をしていない口座	ATM振込限度額 0円	令和4年8月26日（金）※

※長野県信連のお客さまは令和4年8月27日（土）より適用されます。

2 その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある J A金融窓口までお申し出ください。

以上